

令和元年度

# 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

問 総務課(☎ 0826・11111 内線2209 FAX 0822・925252 □soumu@city.tsuchiura.lg.jp)

## 情報公開制度

情報公開制度は、「土浦市情報公開条例」に基づき、市民の皆さんからの請求に応じ、市が保有している情報を原則として公開する仕組みです。市民の皆さんとの市政参加を促進するとともに、皆さんと市との信頼関係の強化を図り、公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的としています。

### ● 請求などができる方

情報の公開を請求できる方（請求者）は、市内に住所のある方、市内に通勤・通学する方、市内に事務所・事業所のある法人などの団体、または市の事務事業に具体的な利害関係を持つている方です。

これら以外の方であっても、情報の公開請求に準ずる「公開の申出」により、情報の開示を求めることができます。ただし、「公開の申出」により求めた情報が仮に非公開となつたときは、請求者の開封となつたときは、請求者のような審査請求（後述）をすることはできません。

### ● 請求などの方法

請求は、情報公開の総合窓口である情報公開室（市役所本庁舎2階）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、情報公開請求書（公開の申出）のときは情報公開申請書に必要事項を記載していただきます。

あらかじめ請求者などと協議のうえ、お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧、視聴または写しの交付により行います。

### ● 審査請求

情報の非公開の決定に不服があるときは、請求者は行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

この審査請求については、土浦市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行います。

### ● 公開・非公開の決定

情報公開請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、公開・非公開を決定し、その旨を画面でお知らせします。

なお、事由や請求量により公開・非公開の決定期間を延長するときは、延長する理由と決定できる期日を画面でお知らせします。

### ● 令和元年度の運用状況

この1年間の情報公開の請求などの状況は、請求が120件で、申出が19件の合計139件でした（別表1参照）。

これらの請求などに対する決定などの状況は、別表2のとおりで、公開率は96・7%になっています。

なお、この公開率は次の算式によっています。

公開率＝（公開件数 + 一部公開件数）／（公開件数 + 一部公開件数 + 非公開件数）

【別表1】公開請求などの状況（単位：件）

件数	公開	一部公開	非公開	不存在	合計
30					
28	2				
		79			79
			139		139

【別表2】公開請求などに対する決定などの状況（単位：件）

実施機関	件数
市長公室	79
総務部	19
市民生活部	12
保健福祉部	3
建設部	7
教育委員会	1
市議会	120
消防委員会	5
監査委員会	1
合計	139

主な内容

広報紙等配布業務委託契約など  
住居表示台帳など  
地区長名簿、町内会別世帯数など  
デイサービス事業補助金決算書など  
市道路線の告示など  
調査特別委員会について  
各小中学校の在籍者数一覧など  
危険物施設一覧  
住民監査請求に係る監査結果など



